

山陽小野田市文化協会表彰規定

(平成17年6月28日制定)

1. 協会の表彰は、文化功労賞及び文化奨励賞とする。
2. 文化功労賞及び文化奨励賞の基準は次のとおりとする。
 - (1) 文化功労賞は、市内に在住又は在職の者で、本市の文化の向上及び文化協会の発展のため永年（概ね10年以上）尽力し、功労が顕著な個人及び団体に贈与してその功労を賞する。
 - (2) 文化奨励賞は、山陽小野田市文化協会会員の者で、文化協会の発展及び各種団体育成等のため永年（概ね10年以上）尽力した個人及び団体にその奨励を賞する。
 - (3) 前2号の活動期間に小野田市文化協会及び山陽町文化協会の活動期間を含むものとする。
3. 被表彰者の推薦は推薦書（別紙様式）により団体又は会員個人の推薦によるものとする。
4. 被表彰者の選考は役員会が行う。
5. 被表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。
6. 被表彰者は、文化協会総会の席で顕彰する。
7. この規定により表彰を受けた者に不都合な行為があった場合は、その表彰を取り消すことがある。